

告示

埼玉県告示第二百九十三号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
五〇ㇿ	03F045638 03F045645	八	船舶	令和五年十二月一日 令和六年三月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
茨城県東茨城郡大洗町港中央十二番地五号				
株式会社ユニマツトプレシヤス 大洗マリーナ				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
埼玉県自動車税事務所		令和六年二月十一日		